

## 第1回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年7月31日（月曜日）午後3時55分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1-4-1  
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A
- 3 出席者
- |                                                 |                                          |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 公益代表委員                                          | 片 山 裕 之<br>益 田 佐和子<br>米 山 毅一郎            |
| 労働者代表委員                                         | 小 橋 政 次<br>高 山 伸 男<br>西 崎 知 佳            |
| 使用者代表委員                                         | 石 黒 和 之<br>鶴 海 元<br>西 谷 治 朗              |
| 事務局 労働基準部長<br>賃 金 室 長<br>賃 金 指 導 官<br>監 察 監 督 官 | 工 藤 俊 平<br>三 村 典 代<br>宮 川 晋太郎<br>諏 訪 雅 浩 |

## 4 議 事

宮川指導官

ただ今より、第1回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。

初の専門部会でございますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

専門部会委員の9名の方におかれましては、本日付けで委員に委嘱させていただいております。辞令書につきましては、本日、委員の皆様方のお手元に置かせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、定足数について報告申し上げます。本日は9名全員が御出席でございますので、最低賃金審議会の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項について、説明申し上げます。

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について
- (3) 岡山県の生活保護と最低賃金について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、審議に入ります前に工藤労働基準部長より御挨拶申し上げます。

工藤部長

皆様こんにちは。労働基準部長の工藤でございます。

先ほど、目安の伝達が本日の審議会になんとか間に合いました、事務局としても一安心しているところでございます。

これから県内の最低賃金の額について本格的に御審議をいただくこととなりますけれども、今後、審議の回数などを含めまして、委員の皆様と丁寧に調整をさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今年は昨年にも増して猛暑日が続く予想となっております。是非、委員の皆様お一人お一人におかれましても、健康に留意していただきながら、丁寧な審議を尽くしていただけるよう、事務局としましても努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

宮川指導官

それでは室長、よろしくお願いいたします。

三村室長

議題「(1) 部会長、部会長代理の選任」につきまして、例年

どおり公益委員の方々の互選で選任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

三村室長

公益委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話し合っていておりますので、その結果を私から発表させていただきます。

部会長は片山委員にお願いいたします。

部会長代理は米山委員にお願いいたします。

(事務局、「部会長」「部会長代理」の札を机上に置く。)

三村室長

片山部会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

片山部会長

部会長の片山です。よろしく申し上げます。

皆さん、本日はお疲れのこととしますので、早速議題に入らせていただきます。

まず、議題に入る前に、当専門部会の議事録の署名人について決めておきたいと思っております。

岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程によりますと、部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとされておりますので、部会長の私と、労側は西崎委員、使側は西谷委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

では、議題(2)に入らせていただきます。

議題「(2)岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について」は、本日、第503回本審において説明と意見発表がございましたので、専門部会では改めて説明等は行わないこととします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

次に、議題(3)の「岡山県の生活保護と最低賃金について」、事務局より説明してください。

三村室長

先ほど、本審の目安の伝達におきまして、全国的に生活保護

と最低賃金とのかい離は解消されていること、今回Bランクの目安金額は40円であることを説明させていただきました。

生活保護と最低賃金につきましては、本年度中賃第2回目安小委員会で資料が示されております。

それでは、岡山県の生活保護費と最低賃金について、データ等で説明をさせていただきます。

まず、資料No.1を御覧ください。

生活保護との比較については、令和4年10月1日発効の岡山県最低賃金892円を基にしております。一方、生活保護の比較対象者は、18～19歳の単身世帯者とし、対象年度は令和3年度となっております。

令和3年度の生活保護は、生活扶助基準、岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額99,239円となっております。

最低賃金の生活保護に係る施策との整合性については、下段の注を見ていただきたいのですが、令和4年10月1日発効の岡山県最低賃金892円に1箇月平均法定労働時間数の173.8時間を乗じ、可処分所得の総所得に対する比率0.816を乗じた金額が126,504円となります。

先ほど御説明しました生活扶助基準が99,239円となっておりますので、これと比較すると、岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められませんでした。

全国の状況につきましては、資料No.2に都道府県別に示しております。

最初の折れ線グラフは、令和3年度の生活保護と最低賃金で比較したもの、2枚目の折れ線グラフは令和3年度の生活保護と令和4年度の最低賃金を比較したグラフですので、参考としてください。

片山部会長

ただ今の説明について何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題「(4)今後の審議の進め方について」ですが、岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程に基づいて進めることといたします。

金額審議に際しては、中賃の目安答申を踏まえ、労働者の生計費、労働者の賃金水準、通常の事業の賃金支払能力、この3点を総合的に考慮して、さらに、諮問文にありますように、「経済財政運営と改革の基本方針2023」などへの配慮、及び、県内

の企業活動と労働者の実情を十分踏まえて改正決定に向けて今後の審議に臨みたいと思います。

皆さんの御意見がございましたらお願いします。

(特になし)

片山部会長

それでは、次回ですが、委員の皆様には、本年度の審議に臨むに当たっての労使それぞれの基本的な考え、具体的な金額提示、この2点をお願いしたいと考えていますので、御準備をお願いいたします。

なお、次回以降の専門部会の審議は、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があると考えておりますので、本日の本審での審議状況を踏まえまして、非公開としたいと思います。

次に、議題（5）、「今後の審議日程について」、事務局から説明をお願いいたします。

三村室長

今後の審議日程についてですが、今回を含めまして4回、ないし5回の専門部会を予定させていただいております。会場の確保等もありますので、委員の皆様と別途調整させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

片山部会長

今の説明について、何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

次に、議題（6）の「その他について」、事務局から何かありますか。

三村室長

事務局からは特にございません。

片山部会長

ほかに何か委員の皆様からありますか。

鶴海委員

第2回目の専門部会時にお時間をいただけるのでしょうか。

三村室長

はい。時間は十分用意しております。

片山部会長

それでは、これをもちまして第1回岡山県最低賃金専門部会を終わります。